

## 平成21年度千葉県環境保全対策基金事業計画

平成21年度「千葉県環境保全対策基金」の事業計画は、以下に定めるところによる。

### 1. 基金造成について

- (1) 最初、基金造成は平成元年度から5年度までの5か年計画で一応終了したが、その後協会に新規加入した会員が納入する入会金の内の基金協力金について、協会一般会計から基金特別会計にこれを繰り入れて基金造成を行なうことになった。
- (2) 賛助会員等から受け入れた寄付金についても同様基金造成を行なう。
- (3) その他、基金事業の趣旨に賛同する者の寄付金の受入れによる基金造成を行なう。

### 2. 前年度に引き続き、産業廃棄物の適正処理の推進及び減量化、再資源化の促進並びに不法投棄未然防止に向けて、「千葉県廃棄物適正処理推進大会」の開催を基金事業として実施する。

### 3. 基金制度の広報及び産業廃棄物の不法投棄未然防止のための広報普及事業を実施する。

産業廃棄物の正しい理解と適正処理の協力並びに減量化、再資源化の促進を広く一般県民に広報啓発するため、「産業廃棄物県民講座」を開催する。

### 4. 基金の管理については、(株)千葉銀行、(株)千葉興業銀行、及び(株)京葉銀行等に預け入れ並びに国債、公債等による資金運用を図る。

### 5. その他事業の実施については、基金運営委員会の議を経て実施する。